

休学・復学の手続き

2013年12月
文学部学務グループ

1. 休学をするとき

休学とは、学籍を継続したまま、長期間学校を休むことをいいます。千葉大学では、在籍期間中、合計4年間（48か月）まで休学が認められます。

休学は大学長の許可により認められるものであるため、前もって申請する事が必要です。休学申請の締切日は、おおむね以下（2）のとおりですが、詳しい期日については、必ず学務グループ窓口で確認をしてください。

（1）休学に必要な書類：

- ・休学願（学務グループ窓口でお渡しします）

休学願には、指導教員の先生及び教務委員の先生の押印欄がありますので、先生に休学の相談をする際に、押印をお願いしてください。やむを得ない事情等により先生方の押印をもらう事が難しい場合には、必ず前もって学務グループに相談してください。

- ・診断書（病気により休学する場合のみ）

休学の理由が病気である場合には、医療機関が発行した診断書を添付してください。診断書には、加療に必要な期間（＝休学期間）が記載されていることが必要です。

（2）休学申請締切日

- ・4月から休学する場合：2月中旬
- ・10月から休学する場合：8月中旬

※前期・後期開始月以外からの休学についても認められることがありますが、その場合には授業料が発生します。申請期日や授業料の納付額・納付方法などについて、早めに学務グループに確認をしてください。

（3）提出場所

学務グループ窓口（文学部棟1階 事務室）

※直接学務グループに提出できない事情がある場合には、前もって学務グループに相談してください。

（4）休学が許可されたら

休学が認められると、大学から休学許可書が交付されます。許可書は、学務グループ窓口もしくは郵送で受け取ることができます。許可書とあわせて、復学及び休学延長に必

要な書類と、その手続きについて説明した文書をお渡しします。

(5) 留学生の休学について

留学生のみなさんが休学する場合には、大学での手続きの他に、在留管理について知っておくべき事があります。千葉大学インターナショナル・サポートデスク（ISD）のウェブサイト情報が掲載されていますので、必ず確認してください。

休学をするとき（千葉大学インターナショナル・サポートデスク）

<http://www.chiba-u.jp/international/isd/screening/kyuugaku.html>

なお、休学期間中に在留期間の延長をすることはできません。休学中に在留期限が切れる場合には、復学する前に、再度、在留資格認定証明書交付申請をし、あらためて留学ビザを取得する必要があります。この手続きには時間がかかります（通常1～2か月）ので、復学にあたっては早めに準備をすることをおすすめします。詳しくは、「留学生の復学について」を確認してください。

また、日本を1年以上離れる場合には、みなし再入国の対象外となり、在留期間が残っていても、日本への再入国はできなくなります。休学等により1年以上日本に再入国しない予定の場合には、日本を出国する前に、入国管理局で再入国許可申請が必要です。詳しくは、ISDのウェブサイトを確認してください。

再入国許可（千葉大学インターナショナル・サポートデスク）

<http://www.chiba-u.jp/international/isd/screening/permission.html>

在留に関する手続きは複雑で、時間を要します。時間に余裕を持って手続きを進めるよう心がけてください。わからない事がある場合には、学務グループに相談してください。

2. 復学をするとき

復学についても、前もって申請が必要です。復学申請の締切日は、休学許可書とあわせてお送りする書類に明記していますので、必ず期限までに以下の書類を提出してください。

(1) 復学に必要な書類：

- ・復学願（休学許可書とあわせて様式をお渡しします）

休学願と同様に、復学願にも、指導教員の先生及び教務委員の先生の押印欄があります。復学にあたり先生と面談等をする際に、押印をお願いしてください。事情により先生方の押印をもらう事が難しい場合には、必ず前もって学務グループに相談してください。

- ・診断書（病気により休学をしていた場合のみ）

休学の理由が病気であった場合には、医療機関が発行した診断書を添付してください。

病気が回復し、通学に支障がないことが記載されていることが必要です。

(2) 復学申請締切日

締切日は休学許可書とあわせて送付する書類に明記していますので、厳守してください。

※留学生で、休学中に在留期間が切れる場合には、再度、在留資格認定証明書交付申請が必要となります。この手続きには時間がかかります（通常1～2か月）ので、早めに復学願を提出してください。復学が許可されないと、在留資格認定証明書交付申請をすることはできません。

(3) 提出場所

学務グループ窓口（文学部棟1階 事務室）

※直接学務グループに提出できない事情がある場合には、前もって学務グループに相談してください。

(4) 復学が許可されたら

復学が認められると、大学から復学許可書が交付されます。許可書は、学務グループ窓口もしくは郵送で受け取ることができます。

(5) 留学生の復学について

留学生のみなさんが復学する場合には、大学の手続きの他に、在留期間について必ず事前に確認することが必要です。休学中に在留期間が切れてしまった場合には、再度、在留資格認定証明書交付申請をし、あらためて留学ビザを取得する必要があります。在留資格認定証明書交付申請は、千葉大学が代理で行いますので、以下の書類を学務グループに送付してください。この手続きには時間がかかります（通常1～2か月）ので、復学日までに日本に入国ができるよう、早めに準備をしてください。

- ・在留資格認定証明書交付申請書（様式のデータは学務グループからお渡しします）
- ・パスポートのコピー
- ・在留資格認定証明書交付申請書の「26. 滞在費の支弁方法等」に記載した金額が用意出来る事を証明する書類（銀行残高証明書、収入証明書等）

※その他、入国管理局の判断により、追加書類の提出を求められることがあります。

在留に関する手続きは複雑で、時間を要します。時間に余裕を持って手続きを進めるよう心がけてください。わからない事がある場合には、学務グループに相談してください。